

4—2. 原付・自転車への配慮

ランブルストリップスは、その特徴から原動機付自転車や自転車等のドライバーにとって不快感を与える可能性がある。軽車両に対して、設置規格や設置位置には十分配慮することが必要である。

解 説

ランブルストリップスは、溝の深さが深いほど、原動機付自転車や自転車等のドライバーにとって不快感を与える可能性がある。その設置に対しては、標識で原動機付自転車や自転車等のドライバーに本対策工の内容を知らせ、注意喚起を促すことに加え、走行車両のドライバーにも正面衝突・路外逸脱事故に対する注意を促す効果もあるので、案内標識を設置することが望ましい。設置に際しては、施工区間の200m手前を標準し、標識板は900mm×600mmの大きさとし、標示内容は、写真4-1を標準とする。また標識板は固定式視線誘導柱、照明柱などへの共架を検討し、標識の整理統合を図ることとする。



写真4-1. 注意喚起標識